

年末年始勤務手当支給漏れについて

1 概要

12月29日から1月3日までに勤務した際に支給される年末年始勤務手当について、1月月例給与で支給すべきところ、同手当の支給を失念し、勤務時間報告において処理を漏らした。

2 対象社員

90局 209名

3 追給額(概算)

1,702,000円

4 精算時期

2月月例給与(2月24日支給)

5 再発防止策

今年度、郵便局サポート情報により周知を行ったが、全局への浸透が不十分であり、年末年始勤務手当が1年に1回の支給であるため、来年度は次のとおり再発防止策を実施。

- (1) 1月月例給与の勤務時間報告処理中(第3営業日まで)に、全局あてメールにより注意喚起する。
- (2) 総合人事情報システムから月例仮計算データを抽出し、手当未登録となっている局に対し、1月月例給与計算ファイナライズまでの補正登録を指示する。

6 社員説明

当該局において、別紙の勤務状況を確認の上、手当が支給漏れとなっている社員に対し、速やかに精算事由、精算時期及び精算額について説明を実施。